

第5回企画部会 議事録

1 日 時 令和2年3月16日（月） 10:35～12:10

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（部会長）、椿 広計（部会長代理）、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、
佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 題

公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について

○北村部会長 ただ今から第5回企画部会を開催いたします。

企画部会の所属委員等ですが、参考1のとおり、令和元年10月18日付で13名の委員全員と清水専門委員が所属することとし、部会長を私が兼務することといたしました。

清水専門委員には、企画部会において統計技術等に関する調査研究について議事に取り上げる際には審議に参画していただければと考えております。

また本日、川口臨時委員にも企画部会に所属していただくことといたしました。来年度、統計委員会担当室では賃金関連統計の委託調査研究を予定しており、川口臨時委員には御専門の立場から、調査研究について様々な御意見を頂ければと考えております。

それでは、議事に入る前に、本日の議事として用意されている資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 お手元の資料について、議事の内容の説明と併せて確認させていただきます。

本日は、部会長から部会長代理の指名を行っていただいた後、諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更」について審議いただきます。

資料は多岐にわたっておりますが、簡単に御紹介いたしますと、資料1が今回変更が計画されている基本計画の全体版、資料2が変更部分のみを整理した新旧対照表です。資料

3が審議の進め方、資料4が総合的対策で示された様々な取組の全体図、資料5が総合的対策に基づく改革工程表、資料6が総合的対策で示されたステートメントごとに基本計画の改定案を整理したもの、資料7が統計作成プロセス改善の取組をまとめた図になります。

参考資料として、企画部会構成員名簿、統計委員会令、基本計画の変更部分の一覧、審議スケジュールを付けております。資料の不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

議事の説明と資料の確認は以上となります。

○北村部会長 本日は事務局の説明のと通りの議事にしたいと思います。

議事に入ります前に、本日は第7期の統計委員会発足後の初めての企画部会となります。そこで、参考2のとおり、統計委員会令第2条第5項の規定に基づいて、本部会の部会長代理を指名しておきたいと思います。

委員会と同様に、椿委員を代理に指名させていただきたいと思います。椿委員、よろしいでしょうか。

○椿委員 よろしくお願ひします。

○北村部会長 ありがとうございます。それではよろしくお願ひいたします。

では議事に入ります。諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」、まず審議の進め方について事務局から説明いただいた上で、総務省政策統括官室から具体的な説明をお願いしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、基本計画変更案の審議の進め方について、資料3に基づいて説明をいたします。併せて参考4の審議スケジュールを御覧いただきまずとイメージがしやすいかと思ひます。

今回の基本計画の変更は、総合的対策などで提言された取組を盛り込むことを目的として行われる一部変更となりますが、内容は多岐にわたります。そのため、今後の部会審議においては、大きく総論と各論という区分で御審議いただくことを考えております。

まず総論として総合的対策のステートメントごとに対応する基本計画の変更案を俯瞰していただき、その上で各論として、今回の変更の大きな柱になっている部分や、特に御意見を頂きたい事項、具体的には総合的品質管理に関する事項や、総合的対策において統計委員会の関与が示されている事項について、重点的に御審議いただければと考えております。資料3の丸数字で記載しておりますのは、それぞれの区分でどのような観点で意見を出していただきたいかについての例示となります。

総論、各論について御審議いただいた後に、注1に記載しておりますが、基本計画の第1の部分、これは基本計画の総括的記載に当たりますが、こちらの確認もお願いできればと考えております。

なお、注2に記載しておりますが、今回の諮問審議と並行して、基本計画の変更案についてはパブリックコメントを予定しています。そのため、審議の過程では、パブリックコメントにおいて示された御意見の状況についても随時情報提供し、審議の参考にしていただくことを考えています。

参考4は、このような流れでの審議を想定して、現時点における日程を当てはめたもの

となります。

審議の進め方に関する説明は以上となります。

○北村部会長 ありがとうございます。今回の基本計画の変更は、いつもの全面的な変更とは異なり、総合的対策などを踏まえた新たな取組の追加を主な内容とする一部変更となります。そこで、説明のあった流れで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日は、今、御説明のあった総論部分ということで、政策統括官室から説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 それでは、よろしくをお願いいたします。資料が多岐にわたって申し訳ございません。ただ今から説明いたしますのは資料4から6です。具体的には、総合的対策で提言された各種取組、この全体像を一枚紙でまとめたものが資料4です。それから、個々の取組である工程表が資料5、そして、総合的対策のステートメントごとに対応する基本計画の変更案をまとめたものが資料6です。これらについて順に説明をさせていただければと思います。

また、統計の総合的な品質管理の取組につきましては、先ほども今後の進め方、それからスケジュールということで御紹介がありましたが、次回の部会以降で別途お時間をとっていただくことを考えております。その導入といたしまして、資料7を準備しておりますので、簡単に触れさせていただければ幸いです。

これらの資料につきましては相互に密接につながりますので、少々長くなりますが、まとめて説明いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず資料4です。今回の基本計画変更の前提となります総合的対策では、たくさんの取組について提言を頂いておりますが、全体像がイメージしづらいとも聞き及んでおりました。そこで、総合的対策で示されたステートメントの固まりごとを基本にして、イメージとしてまとめたものが資料4の横長の一枚紙となります。

今回提言された内容を大別いたしますと、総合的な品質管理、それから基盤整備に分かれるかと考えました。これらは相互に上下関係があるわけではないのですが、このうち統計業務を行うに当たっての組織の方向性、あるいは職員の目的意識、その共有があつて初めて業務に向き合うことができるということから、組織理念としてのビジョン、それから職員規範としてのバリューを、全ての基礎ということで一番下に置いてみました。

その上になりますが、統計行政全般の横断的な仕組みが必要ということで、問題発生時の対応から利活用の促進までを、いわば2階部分ということで並べてみた次第です。

例えば、真ん中の組織ガバナンスですが、具体的に申し上げますと、政府部内の統計水準を上げていくためには、総務省の統計部局が各府省を支援する、それだけではなくて、各府省の統計部局も府省内の政策部局を支援するということが必要ではないか、このようにして、統計部局が政府内のいわばハブ機関として全体の水準を引き上げていく、それが、今回の総合的対策で提言された1つです。

これらの基盤があつた上で、個々の統計に関する総合的な品質管理が機能すると考え、その上に置いております。

総合的品質管理につきましては柱が2つ。簡潔に申し上げますと、1つは、調査実施者自らが策定した計画どおりに履行されているかどうか、この基本的な枠組みをチェックして、品質の企画、維持、改善をするPDCAサイクル、そして、作成された統計の品質を外部の方によって保証していただくという第三者監査です。

今回の総合的対策で提言された様々な取組の全体像を整理いたしますと、このようになるのかなと考えている次第です。ただ、これも1つの整理案ということでございますので、見る視点によりましては別の整理もあろうかと思いますが、御理解をいただく一助になればと思います。

それでは続きまして、この全体像を持つ総合的対策の具体化作業の1つであり、基本計画とも連動する工程表について、資料5を説明いたします。

○田村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官

それでは、資料5にあります総合的対策に基づく改革工程表について説明いたします。昨年末に統計改革推進会議の統計行政新生部会の方で取りまとめられました総合的対策に基づきまして、内閣官房において取りまとめられたものです。

まず、この資料の見方について簡単に説明いたします。総合的対策の中では、8つのステートメントとその下に29のタスクが提案されたところでございまして、そのステートメントとタスクに基づいて、資料の左側にございまして、まとめられています。

1ページ目の表の一番上のところにステートメント1と書いてありまして、その内容が記載されているところです。そのステートメント1にぶら下がる形で、その表の中に①、②というように、それぞれタスクの通し番号が記載されています。このタスクに沿って、記載されているタスクの要旨があります。その要旨に基づきまして、左から2列目の「担当」というところで、行政機関の内部、あるいは統計委員会の皆様方を含めまして、どのような組織が関与するのかということを記載されています。

資料の右から3列目に「管理番号」という記載があります。これは今の例で言いますと、①のところにタスクの1が記載されているわけですが、その中に提言が複数あります。これを区分して記載するために、管理番号1-1というように、最初にタスクの番号、そこから枝番を付けて1-2、1-3、1-4というように記載されています。

その管理番号1-3と1-4、1-5辺りの左の方に「統計委員会提言」と記載されています。これは昨年9月に建議いただきました再発防止策のうち、総合的対策の中に必ずしも詳細に記載されていないものにつきまして、別途このような形で総合的対策の工程表の中に記載されています。

このように建議と総合的対策のタスクの内容が、一番左の列に順に並んでいくということになりまして、先ほど申し上げたとおり各行政機関の担当が割り振られています。

工程表ですので、今後どのようなスケジュールで何をやっていくのかということが記載されています。それが、元年度、2年度、3年度以降というところで、矢羽根で線表を記載しています。

管理番号1-4の矢羽根を御覧いただきたいのですが、1つだけ、白抜きで点線になっているところがあります。これは他の管理番号のところで記載されている矢羽根と前後関

係があるような場合に、このような形で他の部分から引用する形になっています。

さらに、右側の方に「照会番号」という番号が付いております。番号が多くて恐縮ですが、これは資料で付けております基本計画の新旧対照表の中に記載されている照会番号と対応しており、要は基本計画の中のどこに記載されているのかを対応付けております。

表の見方についてはおおむね以上のとおりです。次に、順に内容を説明させていただきます。

まず、ステートメントの1です。統計作成プロセスの確立ということで、順番に管理番号1-1と1-2です。

現在、ワーキンググループの方で検討されているPDCAサイクルです。調査計画の事前審査だけではなく、その計画の履行状況を事後検証するという取組を進めていこうということと、それと対応しまして、事前審査が適当な点に絞っていこうという取組です。御覧のような取組で進めているところをございまして、令和2年度半ばから、事後検証、あるいはPDCAを前提とした承認審査の実施というものを進めていく予定です。

その他、少し飛びまして管理番号2-1です。これは統計作成プロセスを見直していくということで、統計作成プロセス改革の実施要領を検討していき、検証チームの編成を進めた後、令和2年度から統計作成プロセス改革の検討を進めていくスケジュールになっております。

更に少し飛びまして、1ページ目の一番下、管理番号3ですが、こちらは先ほど出てきました第三者監査の要求事項の検討と、第三者監査の実施ということです。令和3年度以降に、第三者監査の実施ということに記載しております。そのために必要な要求事項の検討を令和2年度から進めていくとしています。それを踏まえて実施方針等を検討して、先ほどの第三者監査につなげる予定になっております。

今申し上げた統計作成プロセスの改革の検討などや、第三者監査の実施といった取組を踏まえて、少し戻りますが、管理番号1-4で、先ほどの一枚紙でも出てきました、作成した標準マニュアルを更に更新していき、それを踏まえて、各府省においてマニュアルを整備していくというスケジュールになっております。残りの部分については御覧のとおりです。

めくっていただきまして、ステートメントの2です。先ほどは統計作成のプロセスを適正化する、標準化する内容だったのですが、今度は統計の内容に誤りがあった場合の対応ということです。

管理番号4については、昨年7月から内閣官房に配置された分析審査官を使って、分析的審査を順次導入していくこととされています。

さらに、管理番号5-1と5-2は、誤りが発生した場合の対応です。5-2で、内閣官房で対応ルールのひな型を作成することとしており、それを基に、対応ルールの策定を各府省で行っていただくということになります。

特に、この対応ルールの策定の中では、左側のタスクの要旨にありますとおり、具体的な誤りが判明した場合に、統計利活用リストを活用して、行政機関内のその統計を利用しているユーザーに対して、誤りがあったことを速やかに周知するような対応をすることと

しております。

さらに、誤りがあったものについては、管理番号7-1と7-2を御覧いただきたいのですが、その具体的な事例を統計分析審査官が精査した上で、効果的な再発防止策を検討して、府省内で共有していくという取組をすることとしております。その内容については、7-2にございますとおり年度単位で共有していきます。

少し戻って、管理番号6-1と6-2ですが、これは統計に何か誤りがあった場合に復元ができるようにするための情報を管理する、保管するということです。

6-1の方が、調査統計に使われる調査票情報、あるいはそれに必要なメタデータその他です。6-2については、加工統計、業務統計についての基になるデータの保管に向けた検討となっております。

続きまして、3ページの方に移っていただきまして、ステートメントの3です。こちらは、まず管理番号8を御覧いただきたいのですが、現在の一般統計調査の重要度に応じた区分を検討して、一般統計調査の重要なものを対象として絞り込んでいくことを、現在、統計改革推進会議の下に置かれている統計改革調査部会の方で検討を進めていくこととしております。

その区分に応じて、管理番号9ですが、重要一般統計調査とされなかった統計調査について効率化を実施するなどといったことを、PDCAの事後検証の中で対応していくというスケジュールになっております。

管理番号の10-1と10-2ですが、タスクのところを御覧いただきますと、政府統計の補完の観点から、政府関係法人や民間など、つまり純然たる政府統計ではない統計を利用しやすくするような仕組みの整備ということでございまして、10-1は、いわゆる政府関係法人等が作成する統計について、総務省政策統括官の方で、品質の状況、あるいはメタデータの公表を評価するためのガイドラインを、御覧のようなスケジュールで策定することとしております。

また、10-2ですが、新たな情報源を用いた政府統計の活用可能性を探るパイロットケースとして、SDG指標の算出に向けた取組を推進していくということです。こちらは、先般行われました国連統計委員会での指標の包括的な見直しを踏まえて、更に指標の算出に向けた取組を促進していくというスケジュールになっております。

めくっていただきまして、4ページのステートメント4です。こちらは、どちらかというと基盤整備といいますか、先ほどの資料でいうと一番下の部分に当たるのですが、ビジョンやバリューといった理念に関する部分になります。

管理番号11ですが、統計行政の運営原則、括弧して統計行政運営ビジョンと書いてありますが、これは要するに、民間企業における企業理念に当たるようなものでして、総合的対策の記載に準じて、御覧のようなスケジュールで、令和2年度中に原案を作成し、統計委員会における審議もお願いすることを想定しております。

それとは別に、管理番号13ですが、こちらは、統計職員の内面を支える行動理念と記載しております。職員自体の行動理念ということでありまして、これについては、御覧のように、今年度からもう検討をスタートさせて、令和2年度の早いうちに、各府省内で共有

させていただくということを考えております。

そして、このようなビジョンとバリューを決めるだけではなくて、しっかり実践を促進するために、管理番号の14にありますとおり、白抜きで記載しているバリューの策定、あるいは統計行政の運営原則の策定が終わりましたら、それを各府省に周知した上で実践していくということを記載しております。

管理番号の15です。これは左側のタスクの要旨を御覧いただければと思いますが、統計幹事、あるいは管理職に、調査の現場の声を把握してもらうことや、統計調査員との意見交換といった現場の意見を理解してもらうなどの、風通しのよい職場の確立に向けた取組ということです。

続きまして5ページです。ステートメントの5ですが、これは基盤整備における組織ガバナンスに該当するかと思います。

まず管理番号16ですが、これは、総務省の中で政策統括官室、あるいは統計局、統計研究研修所、それから独立行政法人統計センターが、全体で、政府統計全体のハブ機関として、各府省の統計作成を支援していくということを記載しております。

御覧のとおり、令和2年度から統計作成支援センターを開設いたしまして、各府省からの相談を一元的に受け付け、各府省の統計作成を支援していくということです。こちらが、言うなれば政府統計全体の中央統計機構ということですが、それとの対比で申し上げます、管理番号17の方は、府省内における中核統計機構というものを検討していくことを記載しております。

各府省には統計幹事がおられるわけですが、その統計幹事を支える体制として、今度は府省内のハブ機関というものを開設していこうということでありまして、こちらは令和2年度から、その府省内中核統計機構の標準的な機能の検討を進めていただくとともに、各府省において、その統計作成支援窓口を順次開設していくこととして、府省内の中核統計機構ですので、その府省の中での統計作成に関する相談を、その中核機構の中で一元的に受け付けて対応していくということです。

さらに、管理番号18は、16番で説明した、政府統計全体のハブ機関が支援していくメニューの改善に当たって、先ほど少し触れました統計分析審査官が収集した調査結果の誤りについて、その失敗情報を分析して、検討した再発防止策を盛り込むということです。併せて、中央統計機構と府省内の中核統計機構に必要なリソースを確保していくことも記載しております。

続きまして、管理番号19-1です。こちらは、統計作成プロセスの監査に向けて、統計監理官を各府省に派遣するというものです。統計委員会の方で、統計監理官の活動方針の策定に御協力いただき、その方針の下、先ほど触れました中央統計機構に、品質管理の専門家その他をプールし、それを統計監理官として各府省に派遣することにより、統計幹事をサポートする枠組みを作ろうというものです。

これによって、先ほどのプロセス監査に加えまして、調査現場におけるPDCAの実施状況、あるいはコンプライアンスチェックの実施状況などを点検していくことなどにより、統計幹事に助言をしていくということです。

さらに、管理番号 19-2 ですが、今まで説明させていただいた P D C A サイクルの確立、あるいは統計作成プロセスの改革などを導入することにより、従来の統計棚卸しをこれらの取組に統合するとともに、統計法施行状況調査については実施方法を見直していくということを記載しております。

管理番号 19-4 は、先ほど触れました統計分析審査官について、ある程度軌道に乗った段階で、内閣官房から中央統計機構への移管を検討するということでありまして、検討は 5 年度以降と記載しています。

めくっていただきまして、ステートメントの 6 が 2 ページにわたって記載されております。こちらは、言うならば専門人材の育成ということです。

管理番号 20-1 を御覧いただきたいのですが、一定の統計業務経験を積んだ統計職員を「統計データアナリスト」として認定して、更に統計調査の管理といった能力を有する職員を「統計データアナリスト補」として認定するということです。

こちらにつきましては、管理番号 21-1 を御覧いただきたいのですが、この認定は、令和 3 年度から本格実施、来年度、令和 2 年度に育成課程の試行を行うこととしており、それに向けた統計研修の体系的見直し、統計研究研修所で進められていると承知しております。

これを踏まえまして、令和 3 年度から、育成課程の本格実施と認定が始まりますので、管理番号 20-1 に戻っていただきまして、認定要件の検討をそれまでに進めるとともに、管理番号 21-1 で各府省において、それぞれの認定者をどれくらい確保する必要があるのかという確保・育成目標を策定するとともに、それに先立ちまして、内閣官房と政策統括官室の方で、その確保・育成目標の策定支援を進めるということを記載しております。

そのような認定者につきましては、管理番号 21-5 にありますとおり、適切な処遇・配置に向けて検討を進めていくということになります。

管理番号 21-3 は、そのような業務経験を各府省で積んでいただくために、総務省統計局や統計センターで、各府省から O J T 研修生を受け入れて、実務経験を積んでいただくというものです。さらに、統計研究研修所の研修を計画的に受講していただくことにより、人材育成につなげていくということを記載しております。

7 ページ目です。管理番号 22-1 が、初任の幹部あるいは管理職向けの研修です。これについても、先ほど少し触れました、統計研修の体系的見直しの中で新しく盛り込まれると承知しております。

さらに、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携についても、管理番号 22-2 で記載しているとおり進めていくということですので。

管理番号 23-2 は、国と地方公共団体の人事交流の促進でございまして、管理番号 23-3 では、地方公共団体の職員でも、認定要件を満たす職員の方には資格を付与していくということを記載しております。

管理番号 23-4 は、白抜きになっているところを御覧いただければと思いますが、先ほど触れました、政府全体のハブ機関、統計作成支援センターが開設されましたら、そちらの方で地方公共団体からの相談についても受付を開始するということです。

それ以外のところについては御覧のとおりです。

めくっていただきまして、8ページのステートメント7です。「国民とのコミュニケーションを大切に」とステートメントに記載されておりまして、コミュニケーションにもいろいろある中で、⑭、つまり管理番号24-1から管理番号24-4までについては、統計を利用する方々に向けての透明性の確保ということでまとめております。

管理番号24-1は、調査計画、あるいは先ほど冒頭に触れました調査の事後検証結果といったものについて、きちんと公表・閲覧できるようにするというのを、令和2年度の中ごろから進めていくということです。管理番号24-2については、標本抽出や復元推計の方法、あるいは目標精度、回収率等の情報についても併せて提供していくということでございます。

管理番号24-3につきましては、統計作成プロセス監査の結果について、統計委員会で取りまとめた上で公表することを考えております。

さらに、管理番号24-4については、従来実施している見える化状況検査ということです。

続きましてタスクの⑮、管理番号25-1から管理番号25-3までですが、こちらについては、利便性の高い方法による統計、あるいは調査票情報の提供を推進していくということです。

管理番号25-1については、統計の結果表の話でございまして、結果表のデータベース形式による提供を、原則として令和4年度までに集中的に拡大していくことを記載しておりまして、これにより、統計の利用者にとって、再入力や書式変換といった、不必要な手間をかけさせないような形で統計データを提供していくことを記載しております。

管理番号25-2と管理番号25-3については、結果表ではなく調査票情報の話でありまして、オンサイト施設の設置を促進していくとともに、原則として全ての基幹統計とニーズの高い一般統計調査の調査票情報をオンサイト施設で提供していくということを、令和4年度以降に実施し、リモートアクセスやオンデマンド方式によるオーダーメイド集計の実現に向けた検討を、管理番号25-3のスケジュールで進めていくこととしております。

⑯については、ユーザーのニーズの把握でございまして、EBPM推進委員会などで行われているユーザー要望・提案募集、あるいは過去に統計委員会で実施していただいた統計利用状況調査といったものを通じて、統計のニーズを把握していくこととしております。

管理番号27は、どちらかというと利用者よりは報告者向けのコミュニケーションということです。調査現場の課題をくみ上げつつ、報告者の負担の軽減に努めるということ、あるいは調査対象者に対して、統計調査の意義や、調査事項の必要性、調査結果の利活用状況など、調査対象者が知りたい情報を、分かりやすく丁寧に説明していくということです。

どのような情報を提供すればよいのかといったことを、先ほど少し触れました標準マニュアルに反映し、それを各府省において調査マニュアルに反映していくことによって、情報を提供することを所要のものとしていくという仕組み作りに資するということです。

めくっていただきまして9ページです。ステートメントの8で、こちらは、データソー

スを、統計調査だけではなく、POSデータあるいはビッグデータ、行政記録情報など、そのようなものを使っていくための検討を進めるということです。

管理番号 28-1 にありますとおり、これからの3年間をデータソース多様化集中期間として、令和4年度までに、活用可能な行政記録情報、あるいは業界統計、民間データといったものを集中的に洗い出して、試行的な活用と実装を進めるということです。

そうして出てきたものについては、少し順番が前後しますが、管理番号 29 にありますとおり、行政記録情報、POSデータ等のビッグデータの活用について、本格的な検討をこちらで進めていくということを記載しております。

管理番号 28-2 は、統計作成プロセスの観点に近いのかもしれませんが、地方の行政記録情報を手作業で転記して収集している調査について、どのような調査があるのかを令和2年度に把握した上で、それについて改善方策を検討していくということです。

管理番号 30 については、今まに行っているところですが、こちらで審議いただいているとおり、総合的対策の報告書に定めた対策のうち重要なものについては、今回のように基本計画の中に盛り込んでいくとともに、フォローアップを行うということです。現在、基本計画の改定を行っており、これについて定期的にフォローアップするとともに、統計改革推進会議に随時報告していくということです。

残りについては御覧のとおりです。

長くなってしまいましたが、工程表の説明については以上でございます。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付企画官 引き続きで恐縮ですが、説明します。先ほどの私の説明で少し言葉が足りなかったところがありますので、念のために付言をいたします。

今回の諮問自体は基本計画の変更ということでありまして、今、資料5として工程表を説明いたしましたのは、今回の基本計画でどういうものを盛り込んでいるのか、どういうスケジュール感なのかということイメージしていただきたく、参考情報として説明させていただいたものです。あくまで諮問内容は基本計画の変更ということで御認識いただければ幸いです。

それでは、時間がかかって恐縮ですが、資料6を説明いたします。

今、説明した工程表ですが、とても多くの取組が挙げられています。これを受けて、基本計画を結局のところ、どのように改定するのかということをステートメントごとにまとめたものが、資料6ということになります。

資料6に記載した基本計画の追加・修正が、今回の諮問の主要部分となります。この資料を見ていただければ、基本計画の変更について、大体の大どころを押さえていただけるのではないかと考えております。

なお、資料6を既にお開きいただいているかと思いますが、資料6の2ページに資料の見方の点線枠がありますが、その下に参照情報として記載をしておきました。今回の変更に伴う細かな字句修正も含めた、現行と変更案の比較につきましては、本日配布の資料2の新旧対照表で、それから変更内容を含めた全体像を見たいということであれば、資料1を適宜御参照ください。資料1では、変更内容を溶け込ませた上で、変更部分について赤

字にして、下線を引いておりますので、資料1を御覧いただければ、全体像をイメージいただけるかと思えます。

それでは、資料6の3ページから、ステートメントごとに簡潔に説明いたします。

まずステートメント1、適切な統計作成プロセスの確立ということで、PDCAサイクル、あるいは第三者監査について提言されている部分です。

基本計画の本文部分におきましては、関連してオンライン調査、あるいは民間委託についても若干の追記をしているのですが、この部分の本体としましては、資料の3ページの下、「(4)品質確保に向けた取組の強化」というところからになります。

資料の4～5ページ目、あるいは6ページ目にかけてですが、資料をめくっていただいて4ページの点線の枠の中で、上の方に下線を引いております。上の方で「一方で」というところで今年の経緯を記載した上で、「このため」というところ以降で下線をたくさん引いています。ここで今回提言されている取組を列挙しております。

この部分、実はステートメント1だけではなくて、他のステートメントに関する部分も含まれていますので、下線を引いている部分がとても長くなっていますが、具体的な中身ということであれば、今御覧の4ページをより具体化するものとして、資料の5ページ目の下、「PDCAサイクルの確立等」ということで実線の箱書きを書いております。この5ページから6ページ目にかけてが、このステートメント1に関しての取組の追加ということで御認識いただければと思います。

簡潔に申し上げますと、5ページの下から6ページの2行目にかけての箱、これが事後検証の実施を含めたPDCAサイクルになります。以下、6ページの部分になりますが、上から順番に、審査の重点化、BPR手法を用いた改善、第三者監査の活用による水準向上、標準的マニュアルといったことを記載しています。

次に、ステートメント2の部分、資料の7ページです。ステートメント1が平時の取組であるとすれば、ステートメント2は問題発生時、あるいはそれを想定した対応ということになります。

基本計画本文といたしましては、ステートメント1と同じ部分です。文章の下あたり、少し太字になっている部分があります。エラーチェックあるいは分析的審査という例示をしているのですが、より具体的には別表におきまして、8ページの下の実線の部分がありますが、そちらで、エラーチェック、対応ルールの策定、再発防止策に関する情報共有、それから分析審査官による分析的審査といったようなことをメニューとして書いております。

また、ちょっと戻っていただいて8ページの中ほど、点線枠の中に5行ぐらい下線がつかっているのですが、先ほどの工程表の説明の中でも出ました事後的な再集計、これに対応できるように、基幹統計あるいは一般統計調査の調査票情報などを統計センターで一元的に保管する、これについて検討しようということを書いております。

9ページ目の別表にも同じくだりを入れております。

次にステートメント3、10ページになります。ステートメント1と2で、平時、それから問題発生時の対応が語られましたが、ステートメント3では、そのような取組に向き合

いつつも、「1. ステートメントの趣旨」にもありますとおり、そもそもリソースの制約がある。そうすると、統計の重要度に応じて、詳細に管理するものと、根本的な見直しを含めた軽減策を考えるものの2つに分かれるだろう、そのような発想から、統計の区分見直しという提言がなされています。

これを受けまして、10 ページの下の実線枠、そして 11 ページの下半分の実線枠、本文と別表両方ですが、統計の重要度に応じた管理という項目を新たに設けたい、そうすることで、統計の重要度に応じた、メリハリのある管理を行うことについて記載をしております。

なお、ステートメント 3 では若干視点が異なるのですが、11 ページの上、点線枠にありますとおり、SDG 対応の拡大、あるいはその下、PDCA サイクルの箱の中ですが、政府関係法人が作成する統計の利活用についても、新たな取組として追加をしております。

続きまして 12 ページのステートメント 4 です。これは、資料 4 で申しました全体図において、一番下の基盤部分に記載していると申し上げた職場風土、職員意識です。

12 ページの点線枠の真ん中辺りになりますが、PDCA サイクルの中でも、各府省の幹事、あるいは管理職が現場の声を聞こう、あるいは調査の見直しに活用しようということを追記しているのですが、このステートメント 4 の部分の本体といたしましては、13 ページになります。

本文・別表両方ですが、上の箱書きが本文、下が別表になりますが、別表の方が簡潔に記載していますので、下の箱書きを御覧ください。職場風土について統計行政運営ビジョン、それから職員意識について統計職員バリュー、これを作って実践し、共有しようというものが、今回追加しているところです。

次にステートメント 5 です。先ほど、私の説明でも申し上げたハブ機関の説明の部分になります。

「1. ステートメントの趣旨」にも記載しておりますが、統計部局がそれ以外の組織を支援する、それによって底上げをしていこうという提言を受け、基本計画の本文ですが、御覧の 14 ページに記載しているのは、基本計画の第 1 という部分です。基本計画では、個別の取組について逐一詳細に書いている第 2 以降の部分の前段といたしまして、第 1 という総括的な記載をしております、その中においても、ステートメント 5 の趣旨を盛り込みました。太字になっている部分が該当部分です。統計部局による広範な支援といったところを書いております。

具体的には、15 ページあるいは 16 ページで書いていますので、御覧いただきますと、15 ページの真ん中辺りの実線部分が本文での記載の追加ということになります。

ミッションとしてより具体的に書くということで、16 ページになりますが、下半分辺りに、統計部局による広範な支援ということで、箱が 3 つあります。上から順番に、総務省の統計部局の取組、真ん中が各府省の統計部局の取組、そして一番下として、外部専門家を採用して統計監理官として各府省に派遣し支援をする、これを新たに追加しています。

次にステートメント 6、17 ページ、人材育成についてです。「2. 取組のポイント」にも記載をしていますが、統計業務資格保有者、データアナリストあるいはアナリスト補

という名称にしておりますが、それらの認定、計画的な確保・育成という部分になります。

先ほどのステートメント5と同様、17ページの点線枠のとおり、やはりこの部分も基本計画の第1というところで若干の追記をしているのですが、より具体的には18ページ以降を御覧いただければと思います。

18ページの下、(2)と書いている点線の箱は本文の追加部分ということになりますが、それをよりミッションとして小分けにしたものが19ページのところになります。

19ページは箱が3つあります。「(2)統計人材の確保・育成」というところですが、上から申し上げると、先ほど申し上げたデータアナリストを認定するというミッション、それから真ん中が、そのような方々を計画的に確保・育成して、そのような有識者の下で業務を行う、一番下が、そのような方々の育成に関連して、様々な研修を行っていくというのが19ページの一番下の箱になっています。新たに盛り込んでいるというものです。

なお、19ページの上になりますが、地方公共団体の連携・支援の中でもアナリスト等が書かれていますが、これは工程表の説明でも出ましたとおり、国の職員だけではなくて地方公共団体の方々に対してもそのようなことを付与する。そのようなこともやろうということを、新たな取組として書いております。

次にステートメント7、20ページです。ここでは「国民とのコミュニケーション」としてありますが、「2.取組のポイント」にありますとおり、透明性の確保、利活用の推進ということになります。この部分につきましては、従前から当然言われていることでもありますので、全く新規に項目を起こすということではなく、既存の記載への追加ということになっています。

20ページの中ほどの点線箱では、調査計画や事後検証結果をホームページに掲載することや、あるいは下の箱ではオンサイト利用の拡充について、再発防止策の指摘を記載しています。

ステートメントの最後になりますが、22ページのところを御覧いただければと思います。ステートメントの8、ここでは一言で申し上げますと、行政記録情報、あるいはビッグデータの活用についての提言になります。

これにつきましては、現行の基本計画でも一定の記載がありますので、それに追加するという形になっています。

22ページの点線枠のとおり、総合的対策の定義を引用する形で、集中的な洗い出しや速やかな試行的活用といったものを記載しているところです。23ページの部分につきましても同じ趣旨での追記となっております。

ステートメントとしては以上ですが、この資料6の最後の24ページのところ、総合的対策の報告書の「おわりに」の部分を抜粋で記載しているのですが、教育行政との連携ということも書かれています。

それを受けまして、基本計画の別表の部分で、統計リテラシーの向上の一環として、AI戦略に基づく文部科学省の取組、それへの総務省の支援ということを追記しております。

以上、駆け足で申し訳ございませんが、基本計画変更の主だったところをお話いたしました。

資料4から説明してまいりました総論の説明は以上ですが、最後に資料7について触れて終わりたいと思います。

資料7の横紙です。総合的対策の全体図につきましては、資料4でお示した、いわば4階建ての表になっているのですが、統計の品質管理につきましても、たくさんのメニューをお示しいただいています。ただ、個々のメニューがどういう流れでつながっているのかということ、文章だけではやはり分かりにくいということもあり、御審議の参考ということで、1枚にまとめたものが資料7になります。タイトルは「統計作成プロセス改善の取組」と書いておりますが、要は、総合的品質管理の取組とお考えください。

こちらにつきましては、次回の部会以降におきまして御議論いただければと思っておりますが、それまでの間における委員の皆様方の整理の一助ということで、本日、触れさせていただきます。

表題の下にも2行書いておりますが、総合的品質管理としては、PDCAサイクルと第三者監査、この2つの柱があります。まずPDCAサイクルですが、Pのところにも記載していますが、政府の統計調査におきましては、調査の基本的枠組み、調査計画について統計委員会に御審議をいただき、あるいは総務省で事前チェックをするといったような仕組みがあります。

昨年の統計問題を受けまして、統計委員会で建議された再発防止策において、調査実施者自らが調査の実施計画を振り返る事後検証を行って、その結果を次回につなげていくということが言われている、これがPDCAサイクルになります。

さらに、その後、提言された総合的対策の中では、統計作成の過程において必要とされるプロセス、これを要求事項としているのですが、御覧いただいている資料7の下のところに「要求事項」と書いてありますが、統計作成の過程において必要とされるプロセスで、この実施状況を、実施者とは異なる目で確認をし、外部から品質の保証をしていただくという第三者監査についても提言がされています。それが、PDCAサイクルとは別に資料の下に書いているところです。

なお、第三者監査につきましては、具体的な進め方を含め、今後検討していくことになるのですが、一方、PDCAサイクルにつきましては、もちろん検討事項はあるのですが、昨年の不適切事案を踏まえた一斉点検、いわばCですね、それを踏まえた計画の見直し、AからPという形で、既にサイクルが回り始めております。ですので、PDCAサイクルについては、一からサイクルを構築するというものではなく、サイクルの循環を確実なものにしていく段階に入りつつある、そのような認識をしていただければと思います。

総合的品質管理につきましては、次回の部会と申し上げましたが、それまでの間における一助ということで触れさせていただきました。

以上、大変細かく、かつ長くなって申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○北村部会長 ありがとうございます。これから質疑に入りたいと思いますが、その前に一言申し上げます。

今の御説明をお聞きになって、既にいろいろ御質問もあると思いますが、多岐にわたる

説明でしたので、資料を御覧いただき、後日お気付きになることもあると思います。本日の時点でお気付きの御質問、御意見については御発言いただければと思いますが、1週間程度をめぐり、23日ぐらいまでに、御意見があれば事務局の方まで御連絡いただければ、次回の部会において、まとめていこうと思っております。

それでは、現時点で確認しておきたいこと、御意見があればお願いいたします。

清原委員。

○清原委員 清原です。ありがとうございます。資料5で、8つのステートメント、29のタスク及び統計委員会の建議と対応させながら整理していただき、分かりやすかったと思いますが、2点質問します。言葉のことですが、この質問については、資料6のステートメントごとの整理に従って質問させていただきます。

まず13ページ、ステートメント4の関係で、「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び「統計に携わる職員の行動理念（統計職員バリュー）」というように表記されています。一般的な認識では、「統計行政運営ビジョン」というような「ビジョン」という言葉は受け止めやすいのですが、「統計職員バリュー」の「バリュー」については、価値というのでしょうか、それというのは、私、今まで御説明いただいたのに把握していなかったのかもしれないのですが、既に内部で統計職員の行動理念を統計職員バリューということで、おまとめ中でいらっしゃるのですよね。これからでしょうか。それで、その「バリュー」という言葉が対外的にどうなのかということが少し気になったので、言葉の趣旨について御説明いただければと思います。

大きな2点目は、18ページ以降のステートメント6に関する、統計職員の専門性の向上のところですね。統計データアナリスト、また、統計データアナリスト補と、新たな職位が示されました。これについては、「おわりに」というところで、AI戦略2019との関係で、文部科学省との連携もとあります。この統計データアナリストや統計データアナリスト補は、私は有益な人材確保のためにも必要だと思うのですが、研修や実践があれば認定するのでしょうか。それとも、何らかの国家資格、あるいは政府内の資格をお考えなのでしょうか。その際、大学関係との連携について、統計研究研修所や統計センターとの関係も含めて、具体的なイメージをお持ちでしょうか。

いずれも、今回のステートメントの中でメッセージの強かったところへの対応だと思いついて、特に職員について、地方公共団体にも統計データアナリストや統計データアナリスト補を認定して、人材の豊かさをというメッセージも、自治体関係の視点を重視する立場としてはありがたく受け止めたのですが、以上2点について、簡潔で結構ですので、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○田村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 1点目でございます。「バリュー」という名称ですが、まだ仮称でして、既にまとめたのかという御質問については、今、まだまとめている段階でございますので、その点、御理解を頂ければと思います。

2点目の統計データアナリストと統計データアナリスト補の話ですが、こちらは、国家資格とすることについては、現時点では想定しておりません。認定要件についても、先ほどのバリューと同じく、これから各府省と決めていかなければならないというところ

ですが、現時点でイメージしているのは、総合的対策の中でも記載されている一定程度の業務経験と、それから研修の受講というところが、認定要件の柱になるのだろうと考えております。

○清原委員 ありがとうございます。職員バリューというときには、私は単なる統計的な能力だけではなくて、やはり不適正事案などの再発防止につながるような倫理的な面や、セキュリティに対する、あるいは個人情報に対するものや、総合的なものも含まれていると思います。是非、統計データアナリスト、あるいは統計データアナリスト補といったときにも、認定の中に、しっかりとした倫理、セキュリティ、個人情報など、いい意味でのガバナンスに係るようなところなども含めていただくことを期待します。ありがとうございます。

○北村部会長 他に御質問、御意見はございますか。どうぞ。

○神田委員 たくさん情報を頂きましてありがとうございます。質問、少し細くなるものは後で出させていただきます。

1つ、進め方が分からないのですが、この改革工程表で、担当がそれぞれ各省であったりしますと、計画に、誰がという、主語がないところもあれば、あるところもあると思うのですが、これを元にそれぞれの省がやることを書くのか、あるいは、この各省がやるのだけれど、それぞれ非常に密接に関わっているので、それぞれがやるよりは、ある程度のことをどこかがまとめて実施した方が、仕事のプロセスとしては効率的なところもあると思うのです。

これを見ると、PDCAサイクルのガイドラインも含めて、各省に作業を任せています。統括官室も入っているのですが、各省と統括官室の役割分担というのが、次のステップとしてどう進んでいくのかということが非常に分かりにくい。計画でそこまで書かないという方針かもしれませんが、書くことが許されるのであれば書いた方が良いと思います。

そもそもの計画の趣旨、統計の品質を改善しようという目標に向けて、この計画が何を意味するのか、最終的なゴールを示すものをまとめていくものなのか、あるいは、次どうしていくかというプロセスは別途作っていくのかということをお願いしたいということがあります。

あと、もう1つ分からないのは、PDCAサイクルをすれば、確実に品質がよくなるかという点です。PDCAサイクルをすればなぜ品質の維持・改善ができるのか、その確証というか保証についてはもう少し丁寧に見ていかないと、これをしたからといってそのクオリティが維持・改善ができるのかというところが、私が腑に落ちなかったというところではあります。

前回のときに椿委員もおっしゃいましたが、私としては、ちょっとこの辺、なかなか難しくすぐ分からないので、もしよろしければ、椿委員に一度お話を伺いながら、それがここのPDCAサイクルの中で整理がされて、整合的になっているのかどうかというのを確認しながら、議論を進めさせていただきたいなというところはございます。

とりあえずは以上です。

○北村部会長 では、もしよければ椿委員にお話を。

○**椿委員** どうもありがとうございます。P D C Aサイクルと、いわゆるクオリティ・マネジメントというものの関係性なのですが、基本的に、この「P D C Aサイクル」という言葉自体が、1951年に日本の品質管理の中で生まれた言葉で、日本が発祥の言葉で、品質をよくするためのマネジメントのサイクルという形になって海外に伝わって、今日、先ほどありましたようにI S Oの規格体系も全部P D C Aで作るという形になっているということです。

もちろん、今、P D C A、あるいは私自身はどちらかというところとキャップ・ドゥという、チェックから入って、アクションをきちっとやって、プランにつなげる、もう実は統計委員会の活動は、先ほどお話があったように、もう1サイクル回って、今回の不祥事の中のチェックが行われて、アクションが来て、次のプランという形になっていると認識しておりますが、基本的にその種のプロセスをきちんと築いていくということが、品質管理の1つの活動です。

一方で、その品質自体は、実は統計のプロダクトの質と、作成するプロセスの質、それから実際の組織のクオリティというものを全てを考えていかなければいけないので、それが統計委員会の昨年の提言における「全社的」「全組織的」クオリティ・マネジメント、単に検査だけではなくてプロセスも扱う、組織のガバナンスも扱うという、そういう位置付けになっているものだというように考えております。

品質マネジメント自体の講義になると実は日本品質管理学会が総務省行政評価局から品質管理の研修を依頼されて、全国8地区でやった研修の事業がありまして、その中に今言ったようなパワーポイントがあって、総務省のホームページ上にもあります。それは必ずしも、自治体の方々に入門という形で出している資料なので、適当かどうか分かりませんが、総務省のウェブページからダウンロードできますので、そういうものが割と、手軽にと言うと怒られてしましますが、概要を示しているのではないかと思います。

○**北村部会長** ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○**田村総務省政策統括官(統計基準担当)付企画官** まず資料5の工程表の見方について、少し説明が漏れていた部分があるので補足させていただきます。

左から2列目のところに担当というものが書いてございまして、その右側に矢羽根が付いております。例えば管理番号1-4を御覧いただきたいのですが、最初の矢羽根のところに「標準マニュアル作成、提示」と書いてありまして、その前に隅括弧で【統括官】と付いております。

このように、隅括弧で担当の一部が付いているものについては、その矢羽根は左側にある担当のうち、その隅括弧中の部分だけが対応するということを意味しております。特段、この隅括弧がついていない矢羽根もありますが、これについては、左側に記載している担当全てが対応するというので、一部だけが対応する場合には隅括弧でそれを特出ししているということです。

このようにして、基本的に全ての矢羽根については、どこまでの担当が対応することになるのかというのを、記載しております。

○**内山総務省政策統括官(統計基準担当)付企画官** 今の説明は工程表の説明だったので

すが、基本計画の方でも同じように、具体的な措置について誰が対応するのかを書いています。例えば、資料6の5ページの下、先ほどお話がありましたPDCAサイクルのところでは、担当府省という形で、関係府省と総務省を書いております。

総務省ということで、基本計画では一括して書いているのですが、工程表の方では、もっと細かくブレイクダウンして、いわゆる総務省政策統括官室であるとか、統計局、統計センター、統計研究研修所といったような形で、部局ごとに分けてより具体的に書いている形になっています。

○北村部会長 ほかに御質問は。

宮川委員。

○宮川委員 御丁寧な説明をありがとうございました。ただ、この基本計画案の改定について、御説明を受けながら、いつも少し分からないのが、いわゆる技術的な統計の精度の向上の部分と、それから統計の作成プロセスの改善の部分と、どう分けているのかということがよく分からなくて。

今回は、毎月勤労統計のいわゆる統計作成プロセスに問題があったことを踏まえて改定されるということですので、統計作成プロセスの改善を目指した体制づくりだと受け止めているのですが、そういう理解で考えると、例えば資料5の5ページの管理番号19-2で、PDCAサイクルの確立云々と書かれていて、こういうことを進めていくと、統計棚卸しというのはいいのかもしれませんが、統計法施行状況調査については実施方法見直しと書いてあります。例えば、統計精度みたいなものの、技術的な精度の向上について、統計法施行状況調査でお願いしているようなこともあったのではないかと。

私の記憶が少し間違っているのかもしれませんが、ある調査におけるゼロ値の扱いをどうするかや、無回答の扱いとゼロ値の区別をどうするかなど、もう少し、施行状況調査などでも、技術的な問題を検討していただくようお願いしていたのですが、それと、ちゃんと推計がされているかどうかの体制というか、作成プロセスの問題とは、少し違っている気がするのですが。

何かその辺がうまく整理されていないという印象があって、例えばこの管理番号19-2のステートメントに出てきている気もしているのですが、この点はどのようなのでしょうかということです。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付企画官 では、可能な限りお答えいたします。管理番号19-2のところ、統計法施行状況調査の見直しとしております。こちらにつきましては、例年、御記憶があるかと思いますが、基本計画の短冊ごとに、どういう進捗状況であったかや、あるいは統計法の各条項についてどのようなことが実施されてきたかといったことを把握し、それを報告しています。

ここで見直しと書いておりますのは、今回の基本計画を見直すことによって、たくさんのミッションが加えられる、そうすることによって把握内容も大きく変わったり、追加されたりしますので、それをどう取りまとめるかということなんです。

たとえば申し上げますと、今まで20を各府省の方に報告を求めていたのだけれど、今回の基本計画の改定で10の報告を新たに求めないといけない。そうするとトータル30にな

り、非常に負担が大きくなる。本当に必要な施行状況報告として把握するものは何か、といったようなスクラップ・アンド・ビルドや、新しい状況を踏まえて聞かないといけないことなど、そのような見直しも必要だろうということで、ここで書いております。

先ほど例示でおっしゃったゼロ値補完や欠測値の関係につきましては、私の記憶が間違っていないければ、評価分科会の方で審議がなされていたと思います。その状況について、施行状況報告の中でどれほど書いていたかというのは、手元に資料はございませんので、にわかには分かりませんが。

ですので、ここで施行状況調査の見直しとは何かということに対して端的にお答えを返すとすれば、今までまとめていたものについて、新たなものがたくさん追加されるので、施行状況報告全体として必要なもの、それから優先度が落ちたものを、スクラップ・アンド・ビルドしないといけないのではないだろうかということで、2年度のところにも矢羽根を付けております。

○宮川委員 私が言いたかったことは、統計委員会というのは統計の精度、技術的な観点から統計の精度の向上を見直していくということが、やはり主なのではないかと思いますので、その部分がきっちり検討されていく、不足な部分についてはまた検討されていく部分をきっちり残していく、そうした作業は、作成プロセスとは分けて考えていくようなことがきっちりなされる必要があるだろうと。ある意味、作成プロセスは当然、行政の方できっちりやっていただいているという信頼の下に、あと、技術的な問題とか、報告者負担の軽減だとか、いろいろな質問項目の合理化だとかいうのを考えていくわけです。

そのような議論が、あまりスクラップ・アンド・ビルドということで本質が失われていくことのないようにしてもらいたいというのが、私の質問の趣旨です。

○北村部会長 何かありますか。よろしいですか。

どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 そのような御趣旨も踏まえて、見直しについては取り組んでまいりたいと思います。

○北村部会長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。この変更については、かなり大きな中身にもなっていて、私自身は大変よくまとめていただいたと思いつつも、各府省に過剰な負担になっているのではないかと、もう一方で、正直言って心配しています。

そういう意味で、ここに今書かれていることの一つ一つを細かく見れば、いろいろ意見がないではないのですが、概ねこんなところかなと、私は思っているというのがあります。

その上で、実はここに書いてあることをどう実行するかということが結構難しいので、どのように実行したらいいのか、そのときの視点みたいなものを、私は共通認識を形成しておいた方がいいのではないかと考えています。

それを申し上げます背景は、やはり今年のこの議論は、ずっと問題が発生して、その問題に対してどう対応するか、いわば対症療法的な対策が中心だったわけですが、やはり統計はそればかりでもないと思いますので、その基本的な考え方はある程度共通認識を持ちながら、この変更を理解するという、この変更についての見方、あるいは実行の仕方

をどこかで整理できたらいいのではないかと考えています。

少し抽象的なことばかり申し上げましたが、もう少し具体的に申せば、1つは、やはりこれだけ項目がたくさんあって、あれをしろこれをしろという格好になっているので、やはり効率性やメリハリを相当考えていかないと、結局は絵に描いた餅になるのではないかと、私は非常に心配しています。

具体例で言えば、政府全体の統計のハブ機関が各府省の統計を支援することや、あるいは各省のハブ機関が政策部局も含めた統計の支援をするというものがあります。そうすると、これは一步間違いとモラルハザードになりまして、みんな支援してくれと言ってやってきたら、これはパンクするのは目に見えているわけです。

ですから、どうやってトリアージというか、とりあえず一生懸命やるのは何かなど、その優先順位を作ることも必要になってくるので、やり方の効率性というのは、ここに一個一個書き切れないのですが、是非、運用のときに考えていただきたいということが1点あります。

それから2点目に、例えば先ほどのビジョンやバリュー、あるいはPDCAサイクルの議論もそうなのですが、全く新しいものではないのだらうと思います。これまでやってきたことを全部否定してやり直すという必要はないので、既存のものをいかにうまく生かしていくかということも、是非考えていただきたいと思います。そうやるのが、先ほど申し上げた効率性にもつながると思うので、既存のものをこのようにグレードアップしましたなど、そういうことも是非、これを実行する上で考えていただきたいと思います。

それから3つ目なのですが、これも先ほどの品質の話と関係するのですが、実はここに書いてある品質の話は、かなり品質の中でも、満たして当然という品質の方の話です。これはむしろ椿委員などの品質管理の御専門の方の方がよく御存じかと思いますが、品質というのは、ユーザーの要求を満たすことが品質ということになるわけですが、その場合に、この製品が満たして当たり前の要件を作る、それがまず一つの基本の品質ということになるわけで、それは当たり前の品質ということですが、今回の、ここに書いてある品質の話は、ほとんど基本の品質の維持だけなのです。

ところがもう1つ言われているのは、ユーザーがびっくりするような品質、つまりユーザーが想定していなかったような新製品などそういうところも必要なわけです。そういうことで、その製品に対する期待が高まるということだと思っておりますが、実はそのところが、今回あまり書かれていないのです。

私は、統計に皆さんが夢を持っていただくためには、精度が良くて当たり前というだけの統計ではなくて、こんなことも分かるという新しい部分も、やっぱり開拓することが必要だと思うのです。それは、今回の基本計画の改定で全て書き込んで求めていくのは無理かもしれないのですが、このたびの議論の流れは、昨年からずっと問題の反省に立って、どう解決していくかということになってきているので、少し、その先の明るさを欠いているといえますか、がんじがらめのような要素があり過ぎるところがあるので、その辺を少し解消するような議論が、委員会の中ではできた方がいいのではないかと考えています。

ですから、私は個別に一つ一つどうしたらいいということはないのですが、やっていく

に当たって、今申し上げたような3つぐらいの視点を、総務省でも、あるいは各府省においても、実行の際に考えていただきたいというのがお願いです。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに何か。

○野呂委員 今の川崎委員のお話を、コーポレートガバナンス的な観点で申し上げますと、感想が2点ほどありまして、このように、第三者委員会を作ったり、マニュアルを作ったり、あるいはPDCAをしたりということで、いろいろなガバナンスの仕組みを作りますと、それがばらばらに走り、これは企業でもよくあるのですが、屋上屋といえますか、重なったり、矛盾したり、あるいはカバーできていないところがあったりということで、第三者委員会と内部統制と監査役会がばらばらなことをやっているということになります。やっぱり明示的に船頭役を作らないと、うまくワークしないので、ハブ機能というだけではなくて、こうした枠組み全体をどう作るか、きちっと全体構造を見ていくような組織、人を決めるということが肝ではないかと思えます。

もう1つは、明るさとおっしゃいましたが、どうしてもこういう作業を、しかも問題の発生した後にやりますと、みんなで監視して、やっぱりあれは危ない、これもだめだということで、どんどん萎縮、後退するということになりかねません。これは企業の非常によく陥るパターンなのですが、しかし考えてみますと、リスク管理というものはいろいろなことをやめるためにあるのではなくて、リスクをとれる体制を作ることによって、新たにチャレンジできる。言いかえると、これは投資であって、当然にしてリターンがあるというのがリスク管理だと思うのですが、往々にして陥りがちなのは、リスク管理の結果、あれもやめよう、これもやめよう、もう全部やめよう、というようになってしまうことです。

実は資料1を読んでもそういうトーンになっております。ただ、一方で考えると、今後ビッグデータを使う話、あるいはe-Statを抜本的に改善する話などの発展的な話も、言い換えればリスクを伴うわけで、そういうことも、リスク管理体制を強化することによって初めてできるんだというような文脈にすることによって、今回が委縮型ではなく、リスクをとれるような体制を作ることによって、新たな統計の発展があるのだという方向にできないか、何か全体的にそういう趣旨を盛り込めないかということが2つ目の感想です。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私も基本的に川崎委員、そして野呂委員の御発言に賛成です。これは大変時間もかかり、よくまとめていただいております、御尽力に感謝を申し上げたいのですが、読んでおられますと、内容は多岐にわたっており、また複雑です。

ですので、ここは掘り下げていくというよりも、優先順位を付けて、ベースラインを明らかにして、効率よく実施していくことが大切ではないかと思えます。現実問題として、マンパワーや経済的なリソースは非常に限られております。また、使える時間にも制限がありますので、「がんじがらめになって、絵に描いた餅になるのでは」という御発言が先ほどありましたが、それに陥らないように、ある程度風通しをよくして、やっていく必要が

あるだろうと思います。

各府省の統計幹事、そして統計データアナリスや統計データアナリスト補になった時に、これがむしろ負担になってしまうということにならないように、この役割に就くことで、誇りを感じられるような環境作りをする必要があると思います。もちろんそれなりの責任は生じますし、当然、経験も重要になってきますし、研修も大事なのですが、これは国家試験により取得する国家資格ではないということです。こういう役割を果たすことに責任を持つことに対して、誇りを持って、前向きに取り組めるような仕組み作りが必要ではないでしょうか。やはり、ここでは、やらなかったことではなく、やったことに対してそれなりの評価を与えてあげることができるような仕組みが必要だと思います。

抽象的で申し訳ありません、以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 すみません、私の後にお二方に御発言いただいたのに触発されて、こういうことができないかなと思いました。というのは、基本計画の改定というのは、これはもう既定路線で、事務的にきちんとやらなければいけないということだと思うのですが、何のために、どういうビジョンで、どういう意図でやっているかというようなメッセージみたいなものを、何か発した方がいいのではないかという気がしております。

それを役所から発することは難しいかもしれませんが、統計委員会で議論していて、今申し上げたような個々の計画のアイテムを直していくのは、これはもちろん事務的には大事なのですが、それはどういう意図でやっているかという、何か総論的な気持ちを、先ほど御発言いただいたようなことも踏まえて何か整理できたら、最終的な仕上がりとしていいのではないかと思いますので、これはこうしたらいいと言っているのではないのですが、1つの提案として、今後、頭の隅っこに置いていただけたらありがたいと思って申し上げます。

○北村部会長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。今、委員の皆様がおっしゃった、この方向性、趣旨に賛同いたします。と申しますのも、基本計画の改定というのは決して受け身のものではなく、私は、この統計委員会の建議、あるいは統計改革の趣旨からいって、統計は国民の財産であると。ですから、国民の皆様お一人お一人の様々な活動のために資するという、そのための統計改革を統計委員会も進めていて、その中で、基本計画の改定というのは、あくまでも利用者にとって品質の高い、そして有益な統計を作るためというメッセージを、例えば、書けるのなら委員長メッセージというか、統計委員会メッセージとして明記することが大事だと思います。

もちろん、マイナスの出来事も、大いなる統計改革の契機にありますから、そのところも大事にする。先ほど椿委員が、PDCAよりも、Cから始まるというものもあるとおっしゃって、なるほどなど。ですから、PDCAのサイクルを適切に回すということは、どこから回ってもしっかりと、品質向上と、エンドユーザーをちゃんと認識しているというこ

とに結び付けばいいなと思います。

そして、地方の現場も今、水害や新型コロナウイルスなど、本当に疲弊しているところがあるのですが、やっぱり活力、元気を与える、国民生活の一助に、必ず統計がなっているわけなので、今、委員の皆様がおっしゃったようなトーンで、委員長を中心にまとめていければと思いました。ありがとうございます。

○北村部会長 ありがとうございます。時間がちょっと来ているのですが、もしこのほかに特段御意見があればお願いします。

よろしいですか、本日の取りまとめという訳にはいかないのですが、基本計画の変更案について、総合的対策などで示された取組を盛り込むという方向性自体については、特段反対意見はなかったと認識しておりますが、個別の取組について様々な御指摘を頂きまして、建設的な意見もたくさんあったと思うのですが、時間を有効に使うために、皆さんもう一回、今日の資料を見ていただいて、1週間をめでに考えをまとめていただいて、事務局の方まで送っていただけると、次回の議論がより効率的になると思いますので、是非、意見を出していただきたいと思います。

今日頂いた意見について、もう一回こちらの方でも考えてみたいと思います。メッセージを発することや、バリューの問題など、いろいろ考えないといけないと思ったことがありましたので、それは次回以降、また議論させていただきたいと思います。

それでは、これで企画部会を終了いたします。次回の日程について、事務局から御連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の企画部会については、3月30日、月曜日の午前を予定しております。場所につきましては、本日と同様、第2庁舎の7階大会議室を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

○北村部会長 本日はお忙しい中、御足労いただきありがとうございました。